

青森県報

第二千七百十六号

平成十八年
十二月十一日
(月曜日)

目次

告示

生活保護法による指定介護機関の名称並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(健康福祉課)	一
生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(同)	一
生活保護法による指定介護機関の名称変更の届出……………	(同)	二
生活保護法による指定介護機関の指定の辞退……………	(同)	二
右 同……………	(同)	二
障害福祉サービス事業者の指定……………	(障害福祉課)	四
障害者自立支援法による相談支援事業者の指定……………	(同)	四
青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………	(経 理 課)	四
公 告……………		
建設業者の許可の取消し……………	(十和田県土整備事務所)	五
右 同……………	(同)	五

告

示

青森県告示第八百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称並びに居宅介

護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年十二月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	主たる事務所の所在地	事業の種類	名称	所在地	変更年月日
変更前	有限会社サンケア	三戸郡三戸町大字川守田字沖中一〇の六	居宅療養管理指導	有限会社サンケア	三戸郡三戸町大字川守田字沖中一〇の六	平成 一六・六・三
変更後	有限会社サンケア	三戸郡三戸町大字川守田字沖中一〇の六	居宅療養管理指導	有限会社サンケア	三戸郡三戸町大字川守田字沖中一〇の六	平成 一六・六・三
変更前	有限会社かずさ	三戸郡階上町蒼前西六丁目九の二七九	訪問介護	ヘルパーズセンター	三戸郡階上町蒼前西六丁目九の二七九	一六・一・三
変更後	有限会社かずさ	三戸郡階上町蒼前西六丁目九の二七九	訪問介護	ヘルパーズセンター	三戸郡階上町蒼前西六丁目九の二七九	一六・一・三
変更前	合資会社ゆとり	八戸市諏訪二丁目六の一八		ヘルパーズセンター	八戸市諏訪二丁目六の一八	一六・七・九
変更後	合資会社ゆとり	八戸市諏訪二丁目六の一八		ヘルパーズセンター	八戸市諏訪二丁目六の一八	一六・七・九

青森県告示第八百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年十二月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第八百九十二号

変更後	変更前	区 分	
		名 称	主たる事務所 の所在地
株式会社ゆとり	合資会社ゆとり	居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所
八戸市諏訪二丁目六の一八	八戸市諏訪二丁目六の一八	名称	所在地
平成 一六・七・一九		変更 年月日	

青森県告示第八百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年十二月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	主たる事務所 の所在地
有限会社かずさ	サンケア株式会社	介護予防事業者	介護予防事業所
三戸郡階上町 蒼前西六丁目 九の一・二・七・九	三戸郡三戸町 大字川守田字 沖中一〇の六	介護予防 訪問介護	介護予防 居宅療養 管理指導
ヘルパー センター かずさ	サンケア 三戸薬局 三戸薬局	名称	所在地
三戸郡階上町 蒼前西六丁目 九の一・二・七・八	三戸郡三戸町 大字川守田字 沖中一〇の六	変更 年月日	
一六・二・二三	平成 一六・六・三		

青森県告示第八百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十一条第一項の規定により、次の指定介護機関がその指定を辞退したので、同法第五十五条の二第三号の規定により告示する。

平成十八年十二月十一日

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所 の所在地	名 称	所 在 地
有限会社グ リーマンシ フ	八戸市柏崎三 丁目三の二五	居宅介護 事業の種 類	指定辞退 年月日
工藤浩三郎	弘前市大字八幡 町一丁目二の二	居宅療養 管理指導	平成 一六・一〇・三
医療法人正 幸会	五所川原市字下 り枝二の一	訪問看護	一六・六・三〇
有限会社ク ローバー	黒石市北美町一 丁目七三	居宅療養 管理指導	平成 一六・二・六
佐々木祥人	五所川原市字田 町一八一の七	居宅療養 管理指導	平成 一六・一〇・三
有限会社グ リーマンシ フ	八戸市柏崎三 丁目三の二五	居宅療養 管理指導	平成 一六・四・一
薬局グリー マンシフア ー	八戸市柏崎三 丁目三の二五	居宅療養 管理指導	平成 一六・一〇・三
八幡町クリ ニツク	弘前市大字八幡 町一丁目二の二	居宅療養 管理指導	平成 一六・一〇・三
対馬内科小 児科医院	五所川原市字田 町四の五	居宅療養 管理指導	平成 一六・一〇・三
ぬるゆ調剤 薬局	黒石市大字温湯 四字上川原七の二	居宅療養 管理指導	平成 一六・一〇・三
ささき歯科 医院	五所川原市字田 町一八一の七	居宅療養 管理指導	平成 一六・一〇・三

青森県知事 三 村 申 吾

青森県知事 三 村 申 吾

金子宏彦	宮川克孝	三浦義章	医療法人道 坤会	医療法人審 美会	伊藤恵一	有限会社ク ロバー	"	"	医療法人な かざわ整形 外科	佐々木祥人	櫻井栄子	石田悦保	名 称	介護予防事業者
弘前市大字徳田 町一〇の四	八戸市廿六日町 二六の六	上北郡横浜町字 館ノ後七二	むつ市大湊浜町 一六の二七	弘前市大字土手 町一二三	八戸市青葉三丁 目六の一三	黒石市北美町一 丁目七三	"	"	八戸市湊高台二 丁目一二の二	五所川原市字田 町一八一の七	三沢市中央町二 丁目三の三四	八戸市東白山台 三丁目一六の一	主たる事務 所の所在地	
"	"	"	"	"	"	介護予防 居宅療養 管理指導	介護予防 訪問看護	介護予防 居宅療養 管理指導	介護予防 訪問リハ シビリテー ンター	"	"	介護予防 居宅療養 管理指導	介護予防 事業の種 類	
金子内科ク ク	宮川歯科医 院	横浜診療所 横	医療法人道 坤会菊池医 院	医療法人審 美会梅原歯 科医院	伊藤歯科医 院	ぬるゆ調剤 薬局	"	"	なかざわ整 形外科リハ ビリテーシ ョンクリニ ック	ささき歯科 医院	さくらい薬 局	イシダ歯科 医院	名 称	介護予防事業所
弘前市大字徳田 町一〇の四	八戸市廿六日町 二六の六	上北郡横浜町字 館ノ後七二	むつ市大湊浜町 一六の二七	弘前市大字土手 町一二三	八戸市青葉三丁 目六の一三	黒石市大字温湯 字上川原七の二 四	"	"	八戸市湊高台二 丁目一二の二	五所川原市字田 町一八一の七	三沢市中央町二 丁目三の三四	八戸市東白山台 三丁目一六の一	所 在 地	
一八・二〇・二〇	一八・二〇・三三	一八・二一・一	"	一八・二〇・三三	一八・二〇・三三	一八・二一・六	"	"	一八・二〇・三三	"	一八・二〇・三三	平成 一八・二一・一	指定辞退 年月日	

"	"	中山宏祥	"	医療法人正 幸会	太田博仁	荒井三郎	相馬護正	石田久雄	成田ホウ	小田川秀樹	齊藤全弘	"	"	桂修二	郡川勉	
"	"	三沢市古間木山 六八の一四	"	五所川原市字下 り枝二の一	つがる市木造千 代町五六の二	八戸市多賀台四 丁目四の三	弘前市大字富田 二丁目九の三	八戸市下長四丁 目一九の二一	三戸郡五戸町字 下大町一二の一	三戸郡五戸町字 目一の六	三戸郡五戸町字 目一の六	五所川原市大字 三田字柳沼の一	"	"	五所川原市字弥 生町一六の一	十和田市大字三 米
介護予防 居宅療養	介護予防 訪問看護	介護予防 訪問リハ シビリテー ンター	介護予防 居宅療養 管理指導	介護予防 訪問看護	"	"	"	"	"	"	介護予防 居宅療養 管理指導	介護予防 訪問看護	介護予防 訪問リハ シビリテー ンター	"	"	
"	"	中山内科医 院	"	対馬内科小 児科医院	太田薬局	多賀台診療 所	相馬歯科医 院	石田歯科医 院	成田歯科医 院	小田川歯科 医院	広田歯科医 院	"	"	桂整形外科 医院	郡川薬局	
"	"	三沢市古間木山 六八の一四	"	五所川原市字田 町四の五	つがる市木造千 代町五六の二	八戸市多賀台四 丁目四の三	弘前市大字富田 二丁目九の三	八戸市下長四丁 目一九の二一	三戸郡五戸町字 下大町一二の一	三戸郡五戸町字 目一の六	三戸郡五戸町字 目一の六	五所川原市大字 三田字柳沼の一	"	"	五所川原市字弥 生町一六の一	十和田市大字三 米
"	"	一八・二〇・三三	"	一八・六・三〇	一八・二〇・二四	一八・二一・一	一八・二〇・二四	一八・二〇・二六	一八・二〇・三三	一八・二〇・二四	一八・二〇・三三	"	"	一八・二〇・三三	一八・二〇・三三	

有限会社グ リーマンシ イ	八戸市柏崎三 丁目三の二五	"	三戸郡田子町大 字田子字田子二 四の四	北村齒科医 院	八戸市上徒士町 二の二	つがる市稲垣町 吉出鴨泊五の四	弘前市大字八幡 町一丁目二の二	津軽保健生 活協同組合	弘前市大字田 五丁目二の二	管理指導
有限会社ク ローバー	黒石市北美町一 丁目七三	"	黒石市北美町一 の六〇	北村齒科医 院	八戸市上徒士町 二の二	つがる市稲垣町 吉出鴨泊五の四	弘前市大字八幡 町一丁目二の二	津軽保健生 活協同組合	弘前市藤代二丁 目一の二	
林重宏		"	三戸郡田子町大 字田子字田子二 四の四	北村齒科医 院	八戸市上徒士町 二の二	つがる市稲垣町 吉出鴨泊五の四	弘前市大字八幡 町一丁目二の二	津軽保健生 活協同組合	弘前市藤代二丁 目一の二	
有限会社社 ク	黒石市北美町一 丁目七三	"	黒石市北美町一 の六〇	北村齒科医 院	八戸市上徒士町 二の二	つがる市稲垣町 吉出鴨泊五の四	弘前市大字八幡 町一丁目二の二	津軽保健生 活協同組合	弘前市藤代二丁 目一の二	
有限会社社 ク	黒石市北美町一 丁目七三	"	黒石市北美町一 の六〇	北村齒科医 院	八戸市上徒士町 二の二	つがる市稲垣町 吉出鴨泊五の四	弘前市大字八幡 町一丁目二の二	津軽保健生 活協同組合	弘前市藤代二丁 目一の二	

青森県告示第八百九十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成十八年十二月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス 事業者	名称	主たる事務 所の所在地	障害福祉 サービスの 種類	名称	事業所 所在地	指定 年月日
有限会社社 介護 サービスし ら	有限会社社 介護 サービスし ら	弘前市大字福 村字福富五六	居宅介護	有限会社社 介護 サービスし ら	弘前市大字福 村字福富五六	平成 一六・三・一

有限会社社 介護 サービスし ら	弘前市大字福 村字福富五六	重度訪問 介護	有限会社社 介護 サービスし ら	弘前市大字福 村字福富五六	"
株式会社ま ごころ	五所川原市大 字稲実字稲葉 四九の一九	居宅介護	介護サービ スマごころ	五所川原市大 字稲実字稲葉 四九の一九	"
社団法人十 和労働福祉 会	十和田市西二 丁目二番	居宅介護	ヘルパー ズわが	十和田市西二 丁目二番	"
社団法人十 和労働福祉 会	十和田市西二 丁目二番	重度訪問 介護	ヘルパー ズわが	十和田市西二 丁目二番	"

青森県告示第八百九十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十二条第一項の規定により、次のとおり相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成十八年十二月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定相談支援事業者	名称	主たる事務 所の所在地	相談支援事業 を行う事業所 名称	所在地	指定 年月日
社会福祉法 人昭壽会	社会福祉法 人昭壽会	上北郡おいら せ町浜道一三三 の三	指定相談支 援事業あかし や寮	上北郡おいら せ町浜道一三三 の三	平成 一六・三・一

青森県告示第八百九十六号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成十八年十二月十一日

第一号の表中

「 ももいし農業協同組合百石実行
支店

上北郡おいらせ町下明堂

」を削る。

青森県知事 三 村 申 吾

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年十二月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 石倉工務店
- 二 氏名 石倉 一男
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字米田字石倉八八の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般・一三）第六四八三号
- 五 取消年月日 平成十八年十一月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、建築、大工、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十八年十月十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年十二月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 エネルギープロダクト株式会社
- 二 代表者の氏名 丸山 一孝
- 三 主たる営業所の所在地 三沢市大字三沢字淋代二四六〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（特・一七）第一七五六三号
- 五 取消年月日 平成十八年十一月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、管工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十八年十一月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭